

非常変災時の対応について

岐阜地方気象台から、自宅のある市町村または通学経路の市町村に警報（特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報など全ての気象警報）が発表された場合は、原則として以下のとおり対応します。

1 登校前に警報が発表された場合

（１）学校は、高山市に警報が発表された場合、原則として以下のア～ウに従って授業を行う。

ア 午前６時２５分（始業２時間前）までに高山市の警報が解除された場合、平常通り

イ 午前１１時までに高山市の警報が解除された場合、解除された２時間後に授業開始

ウ 午前１１時までに高山市の警報が解除されなかった場合、その日は臨時休業

（２）授業が行われる場合であっても、自宅のある市町村または通学経路の市町村に警報が発表されている場合は、原則として以下のア、イに従うこと。

ア 当該市町村の警報が解除された２時間後に、当該生徒の授業開始

イ 午前１１時までに当該市町村の警報が解除されなかった場合、当該生徒はその日出席停止

（３）（１）のアおよびイならびに（２）のアの場合に限り、安全に留意して登校すること。以下のような状況等で登校できないときは、自宅待機とし、その旨を学校に連絡すること。

ア 道路、橋の損壊や土砂の崩壊・雪崩などで危険なとき

イ 通学に利用する交通機関が全面的に停止したとき

ウ 自宅の被害が著しいとき

2 登校中に警報が発表された場合

自宅のある市町村または通学経路の市町村に警報が発表された場合、直ちに帰宅すること。

安全に帰宅できない可能性がある場合には、安全を確保できる近くの場所に避難し、学校へ連絡すること。登校した方が安全な場合は、登校すること。

3 登校後に警報が発表された場合または発表されることが予想される場合

（１）自宅のある市町村もしくは通学経路の市町村に警報が発表された場合または発表されることが予想される場合、当該生徒は原則として学校待機とする。特に、特別警報が発表された場合は必ず学校待機とする。

（２）当該生徒の帰宅は、原則として警報が解除されてからとする。ただし、安全に帰宅できると学校が判断した場合や保護者が安全に送迎できる場合はこの限りではない。

4 その他

（１）学校が「すぐーる」等を利用して帰宅確認を行う場合には、回答機能等を使って速やかに学校へ連絡すること。

【注意】携帯の機種等を変更した場合は、「すぐーる」の再登録をすること。

（２）気象警報は市町村ごとに発表されるため、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意すること。

（３）学校への連絡方法等は次のとおり

電 話 ０５７７－３２－０４１８

FAX ０５７７－３２－９００４